

[事案 22-44] 契約転換無効確認請求

平成 23 年 1 月 26 日 裁定終了

<事案の概要>

一部転換した際、営業担当者から転換以外の方法について説明がなかったとして、転換後契約を無効とし元の契約に戻してほしいと申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 21 年に営業担当者から提案があり、終身保険(同 3 年加入)を減額し、医療保険へ一部転換を行ったが、転換手続きにおいて、下記のとおり、転換以外の方法(選択肢)について営業担当者から説明がなかった。もし転換以外の方法について説明があれば、契約転換しなかった。一部転換を無効とし転換前の契約に戻してほしい。

- (1) 募集人から「以前の契約は医療保障が十分でない」と強く勧められたことにより、理解不十分な状況でもあとから説明するというので、今契約しなければという危機感に迫られ契約した。
- (2) 私の要望があるにもかかわらず、募集人は転換以外の選択肢(転換前契約を払済保険に変更し新たに医療保険に加入する方法等)を明確にせず、勧める商品の良さのみを強調したため、知識がなく、それを鵜呑みにしてしまった。また、払済保険の説明が明記された資料を募集人からもらっていない。
- (3) 選択肢は、私が調べていく中で発覚したが、募集人は事前に知っており、私の希望や問いに説明は必須ではないので提案しなかったと言うが、もし説明を受けていたら、契約転換はしなかった。

<保険会社の主張>

下記のとおり、適正な手続きにより転換手続きが行われており、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 申立人は、契約分割による保険契約一部転換後の契約内容に関する募集人の説明を問題にしているわけではなく、本件手続後の契約内容に関して申立人には何らの錯誤・誤解もない。
- (2) 本件の勧誘は、新特約への変更・転換の勧誘であり、申立人が有する保険契約の見直しについての「すべての選択肢」を説明するものではなく、申立人が、同契約について考えられる「すべての選択肢を明確にすることを求めた」とも考えられないし、具体的に申立人から払済保険に関する「選択肢」を示すように求められたという事実もない。
- (3) 保障内容を変更すれば保険料も変えられるという「選択肢」が存在しうることにについて、申立人になんらかの錯誤があったとは考えがたい。
- (4) 申立人が問題にしている具体的な「選択肢」についても、本件とは保障内容や保険料が相当異なり、通常人なら必ずその「選択肢」を選択するというようなものとは言えず、申立人についてもその「選択肢」を選択したとは思われないから、申立人にはな

んらの錯誤もない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の主張は、錯誤無効(民法 95 条)を主張するものと解し、申立書、答弁書等の書面の内容、申立人からの事情聴取の内容にもとづき、審理した。

審理の結果、下記のとおり、本件申立内容は認められないことから、生命保険相談所規程第 44 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

(1) 錯誤無効について

下記のとおり、申立人の錯誤を「要素の錯誤」と認定することはできず、錯誤無効の主張は認められない。

申立人において錯誤が認められたとしても、申立人の錯誤が、民法 95 条の錯誤に該当するためには、「要素の錯誤」(注)が認められる必要がある。本件における「要素の錯誤」の成否を検討するに、保険商品の選択は、保障内容や保険料の違いから、契約者によって相当幅があると言えるので、通常人が、分割前保険を払済保険とし、かつ、新たに医療保険のみ契約する選択肢を選択すると認めることはできない。

(注)「要素の錯誤」とは、法律行為(本件では分割転換契約)の重要部分に錯誤があり、当該錯誤がなかったならば、表意者(本件では申立人)はもちろんのこと、通常人においても、意思表示(本件では分割転換契約)をしなかったであろうことを意味する。

(2) 一部転換以外の選択肢を説明しなかったことについて

下記のとおり、募集人が、分割前保険を払済保険とし、かつ、新たに医療保険のみ契約するような選択肢の説明をしなかったことを問題とすべき特段の事情があったとは認められない。

① 本件の募集は、医療保障にかかる旧特約の新特約への変更または転換の勧誘としてなされたものだが、分割転換契約後の分割後存続保険と分割転換後保険が、申立人にとって、著しく不適合であると認められるのであれば別だが、本件では、そのような事情は認められない

② 申立人の事情聴取によれば、申立人は、分割転換契約当時、分割後存続保険と分割転換後保険の各内容について了承していたと認められ、契約時点においては、分割転換契約後の各保険に納得し、契約したものと認められる。

【参考】民法 95 条(錯誤)

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。